

北海道告示第 11423 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 5 年 3 月 22 日までに北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 4 年 11 月 21 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

わくわくタウンおとふけ

河東郡音更町木野大通東 12 丁目 1 - 1 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規

東京都品川区南大井 6 丁目 22 番 7 号

三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橘 正喜

東京都千代田区丸の内 1 丁目 3 番 2 号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
DCM株式会社	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井 6 丁目 22 番 7 号
株式会社ダイイチ	代表取締役 鈴木 達雄	帯広市西 20 条南 1 丁目 14 番地 47
株式会社北海道三喜	代表取締役 藤本 幸一	札幌市白石区栄通 20 丁目 12 番 20 号
株式会社エコノス	代表取締役 長谷川 勝也	札幌市白石区北郷 4 条 13 丁目 3 番 25 号

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	
DCM株式会社	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井 6 丁目 22 番 7 号	
株式会社ダイイチ	代表取締役 若園 清	帯広市西 20 条南 1 丁目 14 番地 47	①
株式会社北海道三喜	代表取締役 藤本 幸一	札幌市白石区栄通 20 丁目 12 番 20 号	
株式会社エコノス	代表取締役 長谷川 勝也	札幌市白石区北郷 4 条 13 丁目 3 番 25 号	

(4) 変更の年月日
令和2年11月5日

(5) 変更する理由
代表者変更のため

2 届出年月日
令和4年11月10日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和4年11月21日（月）から令和5年3月22日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで